

大阪市国民健康保険一部負担金減免制度のご案内

■ 医療機関等での支払(一部負担金)に困ったとき

大阪市国民健康保険被保険者の方が、概ね 1 年以内に災害や失業などの特別な理由で、一時的に著しく収入が減り、診療費(一部負担金)の支払いにお困りの時は、一部負担金の減免、免除などができる場合がありますので、お住いの区の区役所でご相談ください。

福島第一原子力発電所の事故による警戒区域等から避難された方については、一部負担金を免除する制度があります。詳しくは、お住いの区の区役所へお問い合わせください。

減額・免除の対象となる特別な理由

1. 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により重大な損害を受けたとき
2. 事業または業務の休業、失業などにより収入が著しく減少したとき
3. その他 1 及び 2 に類する理由があったとき

収入基準

収入の上限額...世帯の実収月額()が生活保護基準額()の 135%以下であること。
()「実収月額」とは、生活保護法に規定する保護の要否判定に用いられる収入認定額
()「生活保護基準額」とは、生活保護法による生活扶助、教育扶助及び住宅扶助の合算額

承認要件など

	世帯の実収月額が生活保護基準額以下	世帯の実収月額が生活保護基準額を超え 135%以下
減免の承認要件	対象となる療養が通院の場合は、1 か月の一部負担金所要見込が 3,000 円以上であること。	(1) 療養見込み期間が 3 か月以内であること (2) 1 か月の一部負担金所要見込み額が 5,000 円以上であること。 (ただし、実収月額が生活保護基準額の 110%以下の場合は 3,000 円以上)
一部負担金の減額割合	免除	2 割・5 割・8 割・免除 (実収月額が一部負担金の見込額などに応じてへんどうします。)
減免の期間	3 か月を標準(延長可能)	3 か月に限定

必要なもの

- ・保険証、印かん
- ・一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書
- ・医師の意見書
- ・給与証明書または給与外収入申告書

「一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書」「医師の意見書」「給与外収入申告書」は、区役所でお渡しします。

名称	所在地	電話番号	FAX
都島区役所	〒534-8501 都島区中野町 2-16-20	6882-9956	6352-4558
中央区役所	〒541-8518 中央区久太郎町 1-2-27	6267-9956	6264-8283
旭区役所	〒535-8501 旭区大宮 1-1-17	6957-9956	6952-3247
城東区役所	〒536-8510 城東区中央 3-4-29	6930-9956	6932-0979
鶴見区役所	〒538-8510 鶴見区横堤 5-4-19	6915-9956	6913-6235